

高知商工会議所 独自給付「見舞金制度」・「祝金制度」・「祝品制度」規約の
変更について（案）

現 行	改訂後
高知商工会議所 独自給付「見舞金制度」・「祝金制度」・「祝品制度」規約（抜粋） （失効） 第 6 条 主契約が効力を失った場合は、この規定は同時に効力を失います。 （追加） （病気入院見舞金を支払わない場合） 第 14 条 商工会議所は、被保険者が第 7 条(1)の規定に該当し請求があった場合、次の各号によるときは、病気入院見舞金を支払いません。 (1)病気の治療で入院した日から 2 年を経過して請求があったとき (2)事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき (3)継続入院の 5 日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき (4)人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院 (5)増口分については、増口後 1 年を経過していなかったとき （事故通院見舞金を支払わない場合） 第 15 条 商工会議所は、被保険者が第 7 条(2)の規定に該当し請求があった場合、次の各号によるときは、事故通院入院見舞金	高知商工会議所 独自給付「見舞金制度」・「祝金制度」・「祝品制度」規約（抜粋） （失効） 第 6 条 主契約が効力を失った場合は、この規定は同時に効力を失います。 2. <u>よさこい共済制度に加入した被保険団体、または、その団体に所属する被保険者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員《暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。》、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力）に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるときは、この規定は効力を失います。</u> （病気入院見舞金を支払わない場合） 第 14 条 商工会議所は、被保険者が第 7 条(1)の規定に該当し請求があった場合、次の各号によるときは、病気入院見舞金を支払いません。 (1)病気の治療で入院した日から <u>3</u> 年を経過して請求があったとき (2)事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき (3)継続入院の 5 日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき (4)人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院 (5)増口分については、増口後 1 年を経過していなかったとき （事故通院見舞金を支払わない場合） 第 15 条 商工会議所は、被保険者が第 7 条(2)の規定に該当し請求があった場合、次の各号によるときは、事故通院入院見舞金

現 行	改訂後
を支払いません。 (1)その治療のための通院開始日から2年を経過して請求があったとき (2)事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき (3)通院実日数の14日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき (4)関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき (5)増口分については、増口後1年を経過していなかったとき （結婚祝金・出産祝金を支払わない場合） 第16条 商工会議所は、被保険者が第8条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、結婚祝金・出産祝金を支払いません。 (1)結婚・出産した日から2年を経過して請求があったとき (2)事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき (3)給付条件を満たした場合であっても支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき (4)増口分については、増口後1年を経過していなかったとき	を支払いません。 (1)その治療のための通院開始日から<u>3</u>年を経過して請求があったとき (2)事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき (3)通院実日数の14日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき (4)関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき (5)増口分については、増口後1年を経過していなかったとき （結婚祝金・出産祝金を支払わない場合） 第16条 商工会議所は、被保険者が第8条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、結婚祝金・出産祝金を支払いません。 (1)結婚・出産した日から<u>3</u>年を経過して請求があったとき (2)事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき (3)給付条件を満たした場合であっても支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき (4)増口分については、増口後1年を経過していなかったとき 附則 1. 第14条、第15条、第16条の変更は平成22年4月1日から施行する。 1. 第6条の変更は平成25年1月1日から施行する。